九三〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八％	八・四％
九三〇一・一一	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八％	八・四％
九三〇一・一九	自走式のもの	一二・八％	八・四％
九三〇一・二〇	その他のもの	一二・八％	八・四％
九三〇一・九〇	ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置	一二・八％	八・四％
九三〇五	その他のもの	一二・八％	八・四％
九三〇五・一〇	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	一二・八％	八・四％
	拳銃のもの	一二・八％	八・四％
九三〇五・二一	軍用の武器のもの	一二・八％	八・四％
九三〇五・二九	その他のもの	一二・八％	八・四％
九三〇五・九一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	八・二％	五・四％
九三〇五・九九	散弾銃の銃身	八・二％	五・四％
	その他のもの	八・二％	五・四％
九五〇四	その他のもの	八・二％	五・四％
九五〇四・一〇	第九三・〇一項の軍用の武器のもの	一二・八％	八・四％
九五〇四・二〇	その他のもの	一二・八％	八・四％
九五〇四・三〇	革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五％	八・二％
九五〇四・四〇	その他のもの	八・二％	五・四％
九五〇四・九〇	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	無税	無税
	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税	無税
	ビリヤード用の物品及び附属品	無税	無税
	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券（紙幣で、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税	無税
	遊戯用カード	無税	無税
	その他のもの	四・八％	三・二％
	チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	四・八％	＊＊無税
	ボーリングボール	五・七％	＊＊無税
	その他のもの	無税	無税
九五〇八	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	四・八％	無税
九五〇八・一〇	巡回サーカス又は巡回動物園のもの	四・八％	無税
九五〇八・九〇	その他のもの	無税	無税
九六一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	四・八％	二・六％
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	六・四％	
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）		

第一部第二節の附属書Ⅰ

この節に関する注釈13に規定する産品の表

第四〇〇九・五〇号の次に次の四号を加える。

四〇〇九・一二	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	八・二％	無税
四〇〇九・二二	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のもののうち、金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたものに限る。）	六・四％	無税
四〇〇九・三二	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のもののうち、紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたものに限る。）	五・一％	無税
四〇〇九・四二	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のもののうち、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）	五・八％	無税

第四〇一二・一〇号を削り、第四〇一一・三〇号の次に次の一号を加える。

四〇一二・一三	ゴム製の空気タイヤ（更正したもので航空機に使用する種類のものに限る。）	四・三％	無税

第四一五・八一号中「冷却加熱サイクルの切替え用バルブ」の下に「（可逆式ヒートポンプ）」を加える。

第四八四三・九〇号を次のように改める。

八四八三・九〇	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品の部分品	三・四％	無税

第八五一八・三〇号を次のように改める。

八五一八・三〇	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	三・九％	無税

第八八〇五・二〇号を削り、第八八〇三・九〇号の次に次の一号を加える。

八八〇五・二九	航空用地上訓練装置及びその部分品（第八八〇五・二一号の空中戦用シミュレーター及びその部分品を除く。）		

第一部第二節の附属書Ⅱ

表Ⅰ

「八五四二・一二　八五四二・一三　八五四二・一四　八五四二・一九　八五四二・二〇　八五四二・三〇　八五四二・四〇　八五四二・五〇」

を

「八五四二・一〇　八五四二・二一　八五四二・二九　八五四二・六〇　八五四二・七〇」

に改める。

第三十八表の日本国の譲許表の附属書

(1)中「第三〇類」の下に「（第三〇〇六・七〇号を除く。）」を加える。

付表ⅠA　指定を受けた医薬の有効成分

第二九〇五・五〇号エトクロルビノールの項を削り、第二九〇五・四九号マンノスルファンの項の次に次のように加える。

第二九〇五・五〇号エトクロルビノールの項を除くほか、「二九〇五・五〇」を「二九〇五・五九」に改める。

第二九〇六・七〇号を削り、第二九〇五・四九号マンノスルファンの項の次に次のように加える。